

揮発有機化合物等室内濃度測定結果報告書(令和3年3月分)

子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課

整理番号	枝番	施設名称	所管・課	測定実施年月日	測定室名	測定方法(※1)	測定結果(μg/m ³ 又はppm)						測定理由(※2)
							ホルムアルデヒド*	トルエン	キシレン	パラジクロロベンゼン	エチルベンゼン	スチレン	
1	1	こどもの劇場	子どもの権利推進課	R3.3.11	B1F会議室	2	3.9 μg/m ³	34.8 μg/m ³	19.3 μg/m ³	<5 μg/m ³	10 μg/m ³	<5 μg/m ³	1
	2	こどもの劇場	子どもの権利推進課	R3.3.11	B1Fホール	2	9.7 μg/m ³	35.6 μg/m ³	15.9 μg/m ³	<5 μg/m ³	8.9 μg/m ³	<5 μg/m ³	1
(参考)※3 室内濃度指針値							0.08ppm	0.07ppm	0.05ppm	0.04ppm	0.88ppm	0.05ppm	
							100 μg/m ³	260 μg/m ³	200 μg/m ³	240 μg/m ³	3,800 μg/m ³	220 μg/m ³	

※1(測定方法) 1:簡易測定 2:拡散法(パッシブ法) 3:吸引法(アクティブ法)
 ※2(測定理由) 1:新築・改築等 2:備品搬入・入替 3:化学物質使用 4:安全確認(既存施設) 5:再測定

※3 室内濃度測定指針値について
 本数値は、厚生労働省が定めた化学物質の指針値であり、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人が一生涯その化学物質に暴露されたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうと考えられる濃度」に設定されています。
 各施設の測定結果(数値)が、この指針値を超えた場合は、安全確保のために、各部屋の使用を一時停止し、原因の改善措置を行うこととしています。